

地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題

（「地方公営企業法の適用に関する研究会（第1回）」資料）

平成25年7月

総務省自治財政局公営企業課

「地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題」 目次

○制度概要	…P. 1	○法適用状況	…P.14
○適用範囲	…P. 2	○任意適用事業数の推移	…P.15
○更新投資の推計	…P. 5	○過去の法適用範囲の考え方	…P.16
○総務省の取組	…P. 6	○これまでの主な議論	…P.18
○会計制度見直しの全体像	…P. 7	○調査研究会報告書のポイント	…P.22
○会計制度見直しの背景	…P. 8	○他のセクターの会計制度	…P.23
I 資本制度の見直し	…P.10	○法適化の移行作業の流れ	…P.24
II 会計基準見直しの概要と意義	…P.11	○移行作業スケジュール	…P.25
III 財務規定等の適用範囲拡大	…P.12	○法適化に係る現行の財政措置	…P.26
○法適化のポイント	…P.13	○法適化に係る現行の人的支援	…P.27

地方公営企業制度の概要

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

地方財政法第5条（地方債の制限）、第6条（公営企業の経営）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二～五 （略）

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令第46条（公営企業）

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

地方公営企業法第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

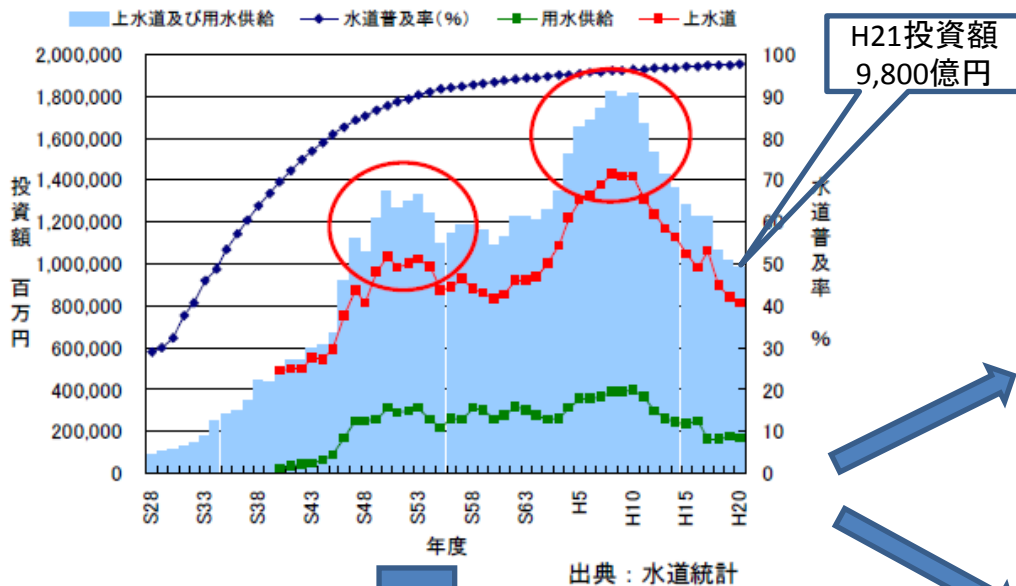
- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成20年価格)



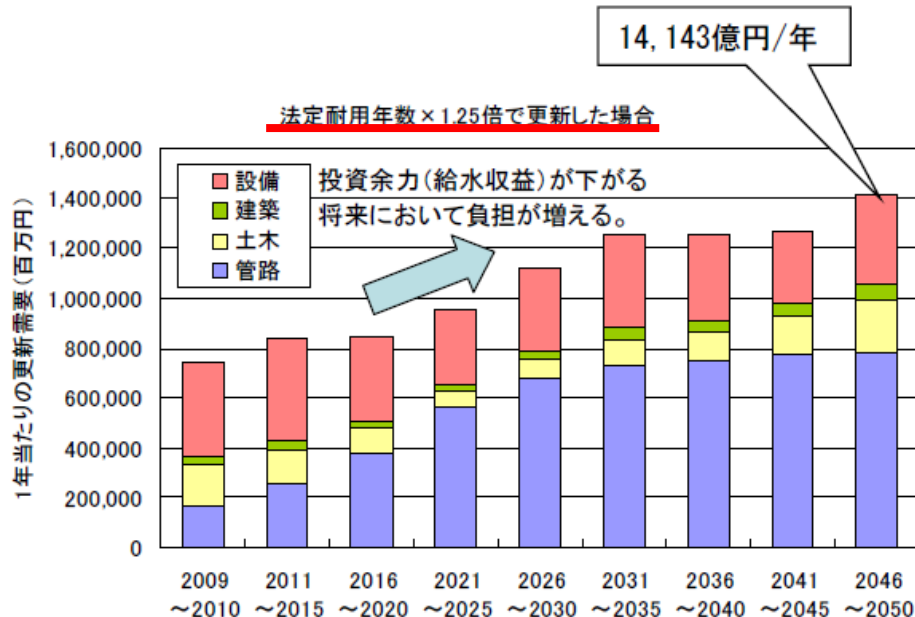
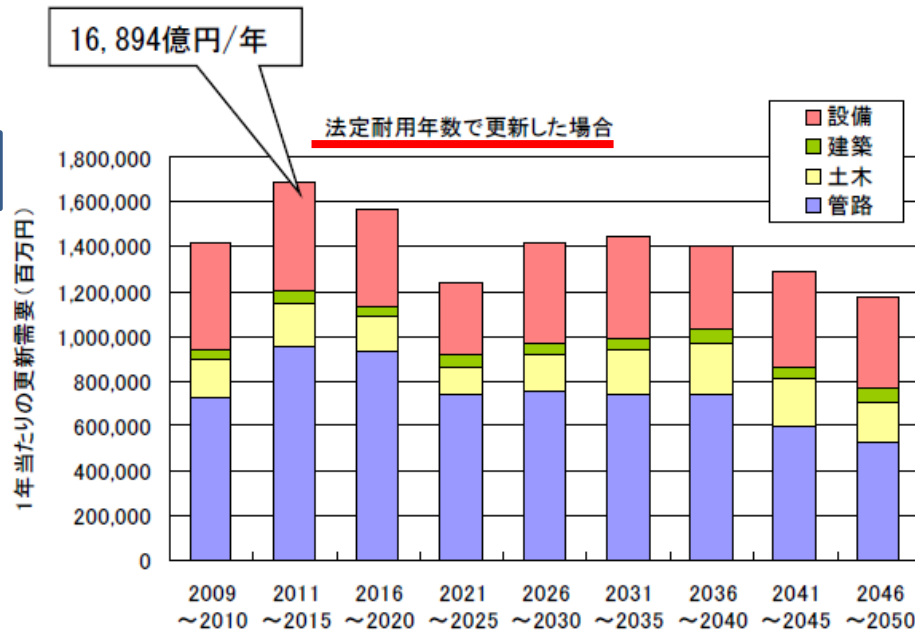
平成20年度末資産額 **46.7兆円**

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23
水道管の更新率(%)	0.88	0.87	0.79
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.0	7.1	7.8

減少

増加



総務省による地方公営企業の改革に向けた取り組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

<公営企業を取り巻く環境>

- 人口減少
- インフラ強靱化、大量更新期の到来
- 財政健全化法の施行
- 地方分権改革

経営手法の検討

- ✓ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

経営のあり方について、引き続き不断の見直しを行うべき。

経営状況の把握

- ✓ **地方公営企業会計基準の見直し**

(平成26年度予算・決算から)

→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。

- **地方公営企業法の適用範囲の拡大**

(総務省研究会で検討中)

→現在地方公営企業法が非適用となっている公営企業にも法を適用することを検討。

経営戦略の構築

- ✓ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→経営計画の策定

- ✓ **資本制度の見直し**
(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

- **経営戦略構築支援**
(検討中)

→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略の構築を支援。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

本研究会で検討

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

地方公営企業会計制度等の見直しの背景(1)

1 民間の企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地方分権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)、第3次勧告(平成21年10月7日)及び第4次勧告(平成21年11月9日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。

4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

地方公営企業会計制度等の見直しの背景(2)

5 事業・サービスの拡充期から人口減少社会、インフラ更新・縮小時代へ

- 事業・サービスの拡充が求められた時代と比べて、人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行う必要が強くなっている。

【参考】

経済財政運営と改革の基本方針【平成25年6月14日閣議決定】

第3章 経済再生と財政健全化の両立

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度の再構築に向けて

② 重点的取組

(地方における公共サービスの「可視化」の推進)

企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。あわせて、公共施設資産について、量・質両面から見直し、経営改革することが重要である。

地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。

ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。

Ⅰ 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成 立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

II 地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門(地方独法、地方公会計等)も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金(=借入資本金)を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金(退職給付引当金、貸倒引当金等)の計上を義務化。



地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【(参考)新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

固定資産 92,000	固定負債 5,000
	流動負債 20,000
	資本金 35,000
	資本剰余金 30,000
流動資産 8,000	利益剰余金 10,000
→	
固定資産 82,000	固定負債 42,000
	流動負債 25,000
	資本金 5,000
	利益剰余金 18,000
流動資産 8,000	

【変化の主な要因】
・借入資本金を負債に計上
・退職給付引当金を負債に計上
・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少

Ⅲ 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大について

I 見直しの必要性

① 経営の時代の到来～サービスの持続可能性と負担の適正化～

- ・ 高度成長期以降に急速に整備された施設の大量更新期を迎え、適切な維持管理や更新をどのように行っていくか。
- ・ 長期的な経営方針の策定が必要であり、単年度収支だけでは全体像が分からず、将来の収支予測も困難。
- ・ 経営判断の基礎となる会計のあり方も時代に見合ったものに変えていくべき。

② 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請

- ・ 地方分権の流れの中で、一層、経営成績や財政状態の開示を充実する必要。

③ 法適用企業や一般会計、他の公的セクター等の会計基準との乖離

- ・ 地方公共団体の普通会計においても、発生主義の活用等による財務情報の充実が進められている。
- ・ 地方独立行政法人、公益法人、第三セクター等においても、企業会計に整合性が高い会計基準の適用が義務付けられている。

Ⅱ 財務規定等の主な内容

① 経営成績、財政状態の把握

- 発生主義・複式簿記の採用
- 収益的なものと資本的なものの区分
など

② 企業経営の弾力化

- 予算の弾力条項
- 資産運営の特例

適用事業範囲
の拡大

Ⅲ 期待される効果

① 適切な経営方針の策定とそれに基づく経営努力の促進

- ・ 適切な更新計画の策定
- ・ 料金算定の適正化
- ・ 経営の効率化とサービス向上 など

② 住民や議会によるガバナンスの向上

③ 財政規律の向上による地方公共団体の財政健全化

④ 地方公会計改革の取組の促進

法適化のポイント(財務諸表の作成)

- 企業の実態を把握するためには、財務・損益・資金の3つの視点が必要。
- 貸借対照表は財務の状況を、損益計算書は損益の状況を、キャッシュ・フロー計算書は資金の状況を表すもの。

財務状況

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	〇〇〇	固定負債	〇〇〇
有形固定資産	〇〇〇	...	
無形固定資産	〇〇〇	引当金	〇〇〇
投資その他の資産	〇〇〇	退職給付引当金	〇〇〇
		特別修繕積立金	〇〇〇
		...	
流動資産	〇〇〇	流動負債	〇〇〇
現金・預金	〇〇〇	...	
未収金	〇〇〇	引当金	〇〇〇
貸倒引当金	〇〇〇	退職給付引当金	〇〇〇
有価証券	〇〇〇	賞与引当金	〇〇〇
受取手形	〇〇〇	修繕引当金	〇〇〇
貸倒引当金	〇〇〇	特別修繕引当金	〇〇〇
貯蔵品	〇〇〇	...	
...		繰延収益	〇〇〇
		長期前受金	〇〇〇
		負債の部合計	〇〇〇
		資本の部	
		資本金	〇〇〇
		剰余金	〇〇〇
		資本剰余金	〇〇〇
		利益剰余金	〇〇〇
		資本の部合計	〇〇〇
資産の部合計	〇〇〇	負債・資本の部合計	〇〇〇

損益状況

損益計算書

営業収益	〇〇〇
営業費用	〇〇〇
...	
減価償却費	〇〇〇
賞与	〇〇〇
賞与引当金繰入額	〇〇〇
退職給付引当金繰入額	〇〇〇
貸倒引当金繰入額	〇〇〇
...	
営業利益	〇〇〇
営業外収益	〇〇〇
...	
長期前受金戻入	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇
経常利益	〇〇〇
特別利益	〇〇〇
特別損失	〇〇〇
...	
たな卸資産評価損	〇〇〇
減損損失	〇〇〇
...	
当年度純利益	〇〇〇

資金状況

キャッシュ・フロー計算書

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	〇〇〇
減価償却費	〇〇〇
減損損失	〇〇〇
...	
業務活動によるキャッシュ・フロー	〇〇〇
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	〇〇〇
有形固定資産の売却による収入	〇〇〇
...	
投資活動によるキャッシュ・フロー	〇〇〇
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
...	
企業債による収入	〇〇〇
企業債の償還による支出	〇〇〇
...	
財務活動によるキャッシュ・フロー	〇〇〇
資金増加額	〇〇〇
資金期首残高	〇〇〇
資金期末残高	〇〇〇

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,754事業のうち、法適用事業は、平成23年度は前年度に比べ29事業の増加となり、2,959事業(事業数全体の33.8%)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位：事業)

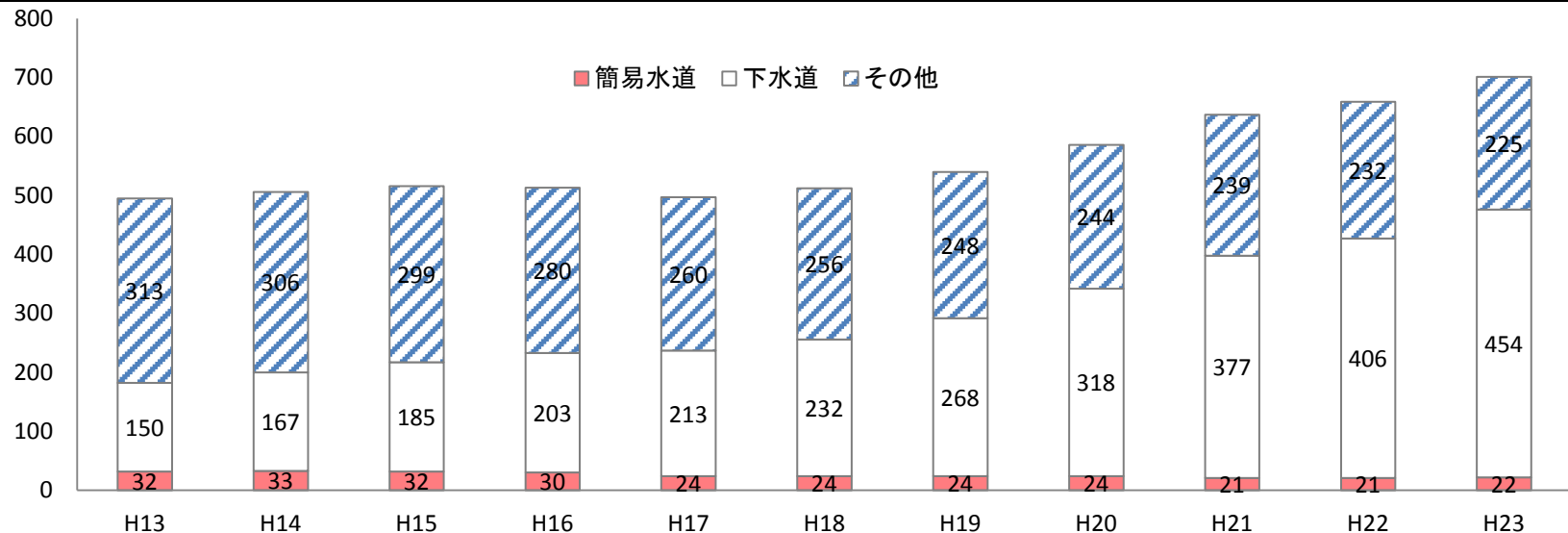
区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
	22	23(a)	増減	22	23	増減	22	23(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,379	1,376	△3	773	757	△16	2,152	2,133	△19	64.5%
〔うち簡易水道〕	21	22	1	773	757	△16	794	779	△15	2.8%
工業用水道	152	152	0	0	0	0	152	152	0	100.0%
交通	59	59	0	39	39	0	98	98	0	60.2%
電気	26	26	0	37	37	0	63	63	0	41.3%
ガス	30	29	△1	0	0	0	30	29	△1	100.0%
病院	654	646	△8	0	0	0	654	646	△8	100.0%
下水道	406	454	48	3,231	3,171	△60	3,637	3,625	△12	12.5%
その他	224	217	△7	1,833	1,791	△42	2,057	2,008	△49	10.8%
合計	2,930	2,959	29	5,913	5,795	△118	8,843	8,754	△89	33.8%

地方公営企業法任意適用(財務適用等)事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、対象事業数全体の10.8%にとどまっている。

事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	(参考)H23任適の割合	
												事業総数	うち法適用
簡易水道	32	33	32	30	24	24	24	24	21	21	22	779	2.8%
下水道	150	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454	3,625	12.5%
その他	313	306	299	280	260	256	248	244	239	232	225	2,092	10.8%
合計(A)	495	506	516	513	497	512	540	586	637	659	701	6,496	10.8%
任意適用対象事業数(B)	9,550	9,559	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496		
割合(A/B)	5.2%	5.3%	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%		



過去の改正時における法適用範囲の考え方

	法定7事業（水道、工業用水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス）	病院	その他
当初法令 S27	常時雇用職員が一定数(※)以上については、全部を当然適用。 (※)事業ごとに異なるが、最低でも30人	「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる」事業に法の規定の全部又は財務規定等を任意適用可。	
S35・38 改正	常時雇用職員数20人以上のものに財務規定等の一部を当然適用することとした(S35改正) ・漸進的に適用範囲を拡大するため、20人以上（中規模）のものに一律に適用。	指定事業（病院、簡易水道、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道）で常時雇用職員数100人以上のものに財務規定等の一部を当然適用することとした(S38改正) ・S35改正の例に倣い、人数で一律に適用。 ・「100人以上」は、企業会計方式による財務運営を行う能力を十分有すると考えられる程度の規模。	
S41改正 (現行)	事業規模の大小を問わず全事業に法の規定の全部を当然適用することとした。 (理由) ・これらの事業は、受益者負担の原則のもとに企業として能率的に運営すべき典型的な企業であり、本来、企業としての組織、財務、職員の身分取扱い等を適用するのに適している。 ・昭和27年に地方公営企業法が制定され、企業会計方式が導入されて以来13年を経過して地方公共団体が企業会計方式になじんできたため、小規模な事業に適用することが無理でなくなった。	全事業に財務規定等を当然適用することとした。 (理由) ・病院事業は、規模の大小にかかわらず、 <u>企業経営の実態を有するので、企業会計方式によって処理すべき。</u> ・ <u>一般行政との関係が密接であるため、組織、職員の身分取扱いは法適用すべきでない。</u>	「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業」に法の規定の全部又は財務規定等を任意に適用できることとした。 (理由) ・これらの事業は、 <u>一般行政との関連が密接で経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならない</u> （簡易水道・港湾整備・公共下水道）。 ・ <u>一定の工事が完成すると事業そのものも完結するため、継続的事业体なる企業とはいいい難い</u> （宅地造成）。 ・ <u>事業の内容が、施設の提供というきわめて単純なものであり、企業の経営という実体を有しない</u> （市場・と畜）ため一律適用させる実益が少ない。

【参考】地方公営企業法・地方財政法の改正経過(法適用関係)

現行地公企法における事業名	現行地財令における事業名	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)＜地公企法の適用＞ (法定事業以外の事業については、条例により任意適用可)				地方財政法(昭和23年法律第109号)＜特会設置・独立採算義務＞			
		S27(制定時)	S35	S38	S41	S23(制定時)	S32	S38	S41
		・法定6事業で一定規模以上のものは全部適用	法定6事業のうち全部適用規模未満一定規模以上のものについて財務規定適用を義務化	一定規模以上の準公営企業(指定事業)に財務規定適用を義務化	法定6事業の規模要件の廃止、病院事業は財務適用のみ義務化。指定事業の区分の廃止。	法定4事業に特会設置・独立採算義務化	「準公営企業」特会設置義務化	地方公営企業法適用事業を除外。	「準公営企業」の考え方の廃止。
水道事業	水道事業	50人以上	50人以上(全通) 50人未満20人以上(財適)	50人以上(全通) 50人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)	○ (町村の経営するものを除く。)	○ (特会・独立採算)	20人未満 (特会・独立採算)	○
	簡易水道事業	/	/	100人以上(財適)	/		○(特会)	100人未満(特会)	○
工業用水道事業	工業用水道事業	/	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)		水道事業として○ (特会・独立採算) (S35から「工業用水道事業」)	20人未満 (特会・独立採算)	○
軌道事業	交通事業	100人以上	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適)	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)	○	20人未満 (特会・独立採算)	○	
自動車運送事業		100人以上	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適)	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)	○	20人未満		
鉄道事業		100人以上 (地方鉄道事業)	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適) (地方鉄道事業)	100人以上(全通) 100人未満20人以上(財適) (地方鉄道事業)	規模要件なし(全通) (地方鉄道事業。S61から「鉄道事業」)	○	20人未満 (特会・独立採算)		
電気事業(※)	電気事業	30人以上	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)	○	○ (特会・独立採算)	20人未満 (特会・独立採算)	○
ガス事業	ガス事業	30人以上	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	30人以上(全通) 30人未満20人以上(財適)	規模要件なし(全通)	○	○ (特会・独立採算)	20人未満 (特会・独立採算)	○
/	港湾整備事業	/	/	100人以上(財適) (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)	/	/	○(特会) (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)	100人未満(特会) (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)	○ (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
病院事業	病院事業	/	/	100人以上(財適)	規模要件なし(財適)	/	○(特会)	100人未満(特会)	○
/	市場事業	/	/	100人以上(財適)	/	/	○(特会)	100人未満(特会)	○
/	と畜場事業	/	/	100人以上(財適)	/	/	○(特会)	100人未満(特会)	○
/	宅地造成事業	/	/	100人以上(財適)	/	/	○(特会) (土地区画整理事業として行われるものに限る。)(S34追加) (S37 土地区画整理事業の限定削除)	100人未満(特会)	○
/	公共下水道事業	/	/	100人以上(財適)	/	/	○(特会) (S35から追加)	100人未満(特会)	○
/	観光施設事業	/	/	100人以上(財適)	/	/	○(特会)	100人未満(特会)	○

(※)電気事業法に規定される電気事業及び卸供給が対象(その他の電気事業については任意適用)。

これまでの法適化をめぐる主な議論

これまでの法適化をめぐる議論としては、閣議決定によるもの、総務省研究会によるものを始め、数々の議論が既になされてきているところである。

【平成12年3月】「新しい地方公営企業のあり方に関する報告書」(21世紀を展望した新しい地方公営企業のあり方に関する調査研究委員会:総務省設置)(抄)

<IV地方公営企業法の適用範囲-2今後の方向>

地方公営企業の中にはいろいろな事業が混在しており、すべての地方公営企業について一律に地方公営企業法を当然適用すべきということにはならないと考えられる。

一方、独立行政法人は、一般的には独立採算性を前提とするものではないが、発生主義や複式簿記等の企業会計的手法を導入することとしており、また、国及び地方公共団体の一般会計においても、財政状況の公表・分析の一手法としてバランスシートの作成が研究されている。

このような状況を踏まえ、法定事業及び病院事業以外の地方公営企業についても、基本的には、当該事業の性格や実情等を勘案しつつ、地方公営企業法における財務規定の適用、ないしはこれに準じた企業会計的手法を採用していく方向で考えるべきである。

【平成12年12月】「行政改革大綱(抄)」(閣議決定)

＜Ⅱ 地方分権の推進－(4)第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革－才地方公営企業の改革＞

(ア) 経営基盤強化のための計画の策定

中長期的な計画に基づく経営基盤の強化が図られるよう、各地方公共団体に対し、下記項目に関する具体的な内容を含んだ計画の策定を要請するとともに、計画の策定、実施及び評価について必要な助言を行う。

- i) 公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底
- ii) 経営効率化・健全化の推進
- iii) 住民への業務状況等の公表方法の改善
- iv) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用の推進

(イ) 独立性・透明性向上のための措置

地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウントビリティを向上させるため、以下の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。

- i) 地方公営企業の独立性の向上
 - ① 管理者設置の推進、管理者の権限の充実・強化
 - ② 地方公営企業法の適用範囲の拡大
- ii) 公営企業会計制度の見直し
- iii) 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進

【平成13年3月】「地方公営企業会計制度に関する報告書」(21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会:総務省設置)(抄)

＜1 法非適用事業への企業会計制度の導入の推進について－(2)法適用の推進について＞

場合によっては、経過措置を設けた上で地方公営企業法を改正し、地方公営企業法の適用の推進を義務づけることも検討すべきである。この際、どの事業に義務づけるのか(例えば、地方財政法により特別会計の設置が義務づけられているすべての事業に義務づけるのか)、また、規模等により一定の要件を設けた上で義務づけるかなどについて、実情を踏まえ検討する必要がある。この場合、法適化に伴い生じる減価償却の手法について、実情に応じ、弾力性を付与することも検討する必要がある。

なお、多くの地方団体において一般会計のバランスシートの作成が行われつつある状況を踏まえ、地方公営企業法の適用を行うまでの間の公営企業についても、貸借対照表等の財務諸表を導入することとすべきである。

【平成15年3月】「下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書」(公営企業金融公庫及び地方公営企業経営活性化研究会)(抄)

＜第3章地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けた検討＞

(1) 公営企業法改正の必要性

当面は、地方団体における自主的な取組みの状況を見守るものの、法適化の進捗状況によっては、地公企法の改正を含めて、法適用事業の拡大を検討する必要がある。

(2) 検討すべき課題と対応の方向性

① 全部適用か財務規定適用か

現行の法定事業と若干その性格を異にする面もあるので、当面、財務規定等のみの適用を推進することが適当であると考えられる。

② 段階的な移行とする場合の基準

公共料金を徴収している事業については、一律に地公企法を適用することを検討するべきであるという考えもあろうが、事業の規模はまちまちであり、他に公営企業法適用事業を有していない地方団体も存在することから、現実的な対応としては、段階的な移行を検討する必要がある。

③ 移行期間の設定

地公企法を改正し、適用対象事業を拡大するとしても、改正後の法の施行日にすべての対象事業が、企業会計に移行することは困難であり、一定程度の準備のための期間についての経過措置を設ける必要があるものと考えられる。

【平成16年12月】「今後の行政改革の方針」(閣議決定)(抄)

＜8 地方分権の推進－(2)地方行革の推進－ウ＞

地方公務員の定員・給与等の状況をはじめとする人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況等の取組状況、バランスシート、行政コスト計算書等の財務状況などについて、住民等に対し他の団体と比較可能な形での公表など住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。

(略)

【平成18年6月】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(抄)

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

【平成21年12月】「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(総務省)(抄)

<VI財務適用範囲の拡大等―[基本的な方針]>

- ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業(地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべきである。また、財務適用にとどまらず、法の全部適用についても併せて検討すべきである。なお、公営企業の任意適用の基準は、法第17条の2の負担区分原則を踏まえ、所要の見直しを行う必要がある。
- ③ 更に、法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるもの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべきと考える。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。

地方公営企業法の適用に関する調査研究会 報告書のポイント

(H24 自治総合センター調査研究事業)

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主要内容・期待される効果

<財務規定等の主要内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる

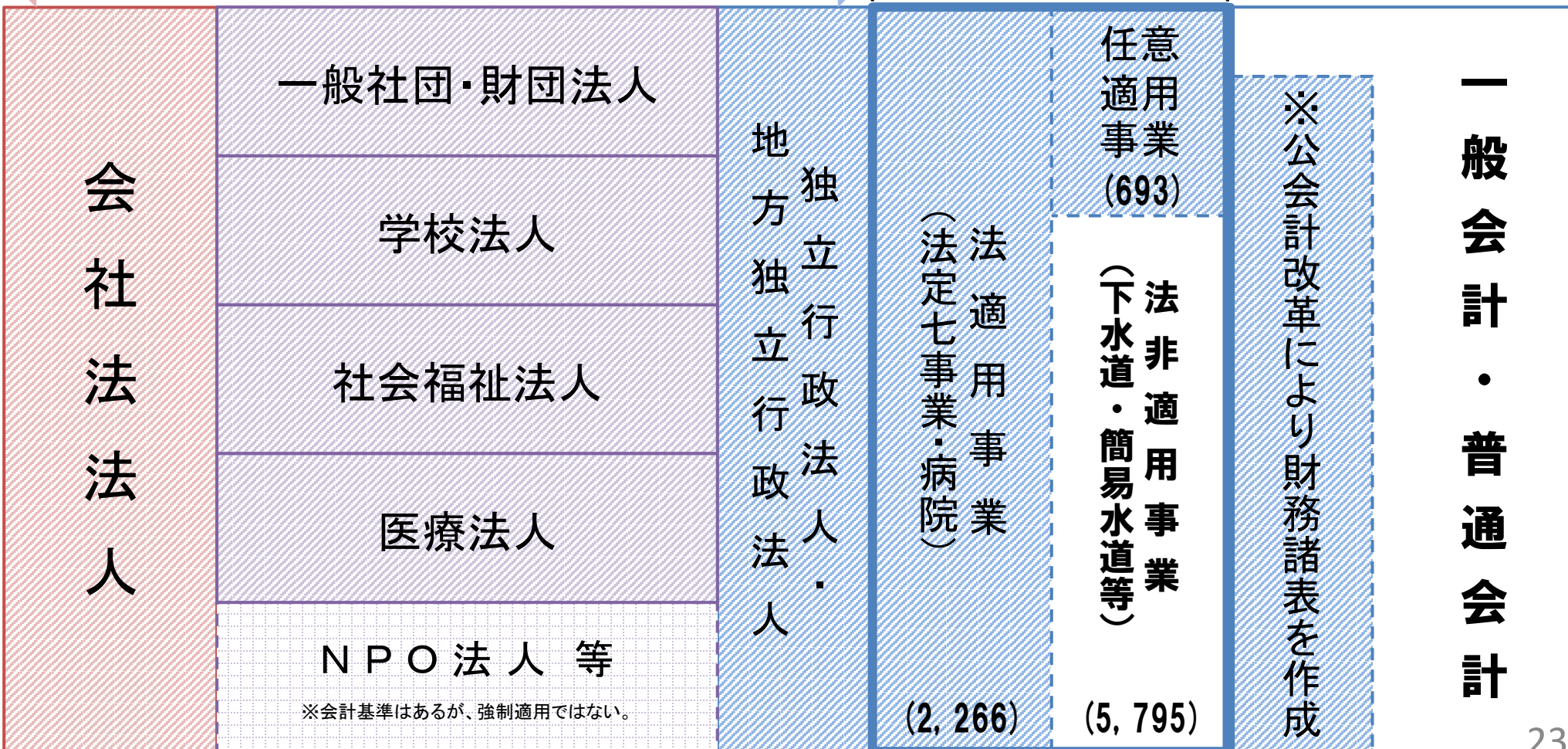
他のセクターの会計制度(複式簿記適用状況)

- 斜線部分が複式簿記採用法人・会計
- 公営企業の括弧内の数は、平成23年度地方公営企業決算統計における事業数

民間的側面
(投資家・債権者への説明責任)

公共的側面
(住民等への説明責任)

公営企業 (8,754)



法適化の移行作業の流れ

- 法適化の移行作業には、大別すると、下記のとおり、I. 資産評価、II. 事務手続き、III. システム構築の3つがあり、これらを同時並行的に進めていく必要がある。

I. 資産評価(例:原則資料のみで評価するケース)

- ① 決算書や工事設計書、工事台帳等、資産に関する情報(種類や量、工事期間、取得年度、請負金額、財源内訳等)が分かる資料を収集
- ② 過去の決算書から資産関連の歳入・歳出情報を抽出
- ③ 設計書や工事台帳等を基に年度別の工事一覧表を作成
- ④ ②と③を突合し、現年・繰越等の調整を行った上で、各年度の工事情報を集約
- ⑤ 資産評価結果表の作成及び資産評価
 - ・団体ごとの資産管理区分に従い、設計書や台帳等を基に各資産に関する情報を集約した一覧表を作成(耐用年数を基に減価償却を反映し、取得価額を決定)

II. 主な事務手続

- ① 設置条例等の例規の新設、改正等
- ② 出納・収納取扱金融機関の指定等
- ③ 企業会計方式による新予算編成(予算科目・勘定科目等の検討等)
- ④ 打ち切り決算[出納整理期間なし](未収・未払の整理等)
- ⑤ 事業の廃止・開始に係る税務署への届出・総務省への報告

III. システム構築

- ① 既存システムの活用又は新規導入の検討
- ② 複式簿記・発生主義に対応の企業会計システム及び固定資産の異動状況等を把握する資産管理システムの導入検討
- ③ カスタマイズの検討(団体独自の入力、チェック項目等の整備の有無)
- ④ 予算編成と連動したシステム構築・改修

移行作業スケジュール(A町・下水道事業の場合)

○ 3つの作業を同時並行的に進めており、全体の作業期間としては、約3年かかっている。

作業項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			法適化年度			摘要		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月
I 資産調査・整理															
1) 資産整理方針策定															
2) 既存資料の精査															
3) 決算書の整理															
4) 既存データ(管きよ)の消込作業															
5) 詳細内訳の整理・登録															
6) 資産評価(計算など)															
II 移行事務支援															
1) 関係部局との調整															
2) 例規の整備に関する作業															
3) 職員研修に関する作業															
4) 会計処理に関する作業															
5) 予算調整に関する作業															
6) 予定開始貸借対照表の作成作業															
7) 開始貸借対照表の作成作業															
8) 打ち切り決算															
9) 税務署への届出															
10) 総務省への届出															
III 会計システムの構築															
1) システムの基本設定															
2) マスターデータ整理・登録															
3) 導入支援															
4) 帳票調整など															
5) システム導入															

法適化に係る現行の財政措置(特別交付税措置)

(下水道:H11~)

- 地方公営企業法の適用に要する経費(資産評価に要する経費、システムや電算の導入に要する経費、資産台帳の作成経費、条例・規則等の整備に要する経費等)のうち、総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に、次に掲げる乗率を乗じて得た額。

財政力指数	乗 率
0.8以上	0.5
0.6以上~0.8未満	0.7
0.5以上~0.6未満	0.9
0.5未満	1.0

- ◆委託経費56,212千円の1/2を一般会計から繰り出した場合(「『法適化に関するアンケート』1-2-1.平均委託費用」に基づく)

財政力指数0.8以上の企業 $56,212 \text{ 千円} \times 1/2 \times 0.5 = 14,058 \text{ 千円}$

財政力指数0.5未満の企業 $56,212 \text{ 千円} \times 1/2 \times 1.0 = 28,106 \text{ 千円}$

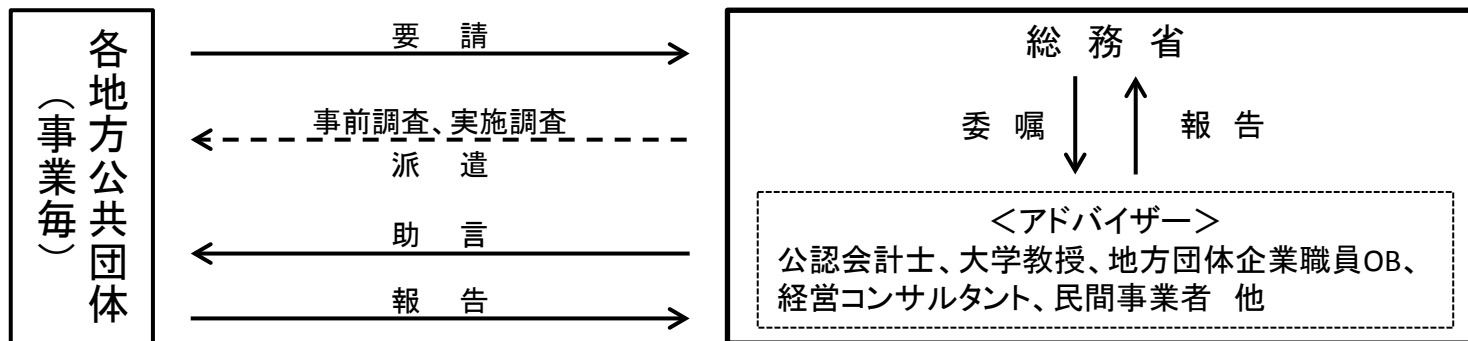
(簡易水道:H12~)

- 地方公営企業法の適用及び簡易水道事業を統合するために要する経費の一部として総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額の2分の1とする。

法適化に係る現行の人的支援(地方公営企業経営アドバイザー派遣事業について)

- 本事業は、地方公営企業の経営効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、経営改善等に係る市町村の指導監督を支援するもの。
- 派遣対象は、地方公営企業を運営している都道府県・市町村と、第三セクターに対して25%以上の出資を行っている市町村。
- 本事業において、法適化の支援を重点的に実施。

【スキーム】



(参考)平成24年度派遣先

事業名	助言内容	法適化
下水道 (3団体)	法適化に向けた効率的作業方法、移行後の経営改善方法	○
	法適化作業における留意事項、法適化後の経営効率化に向けた方策	○
	法適化に向けた疑問や課題に対する解決策	○
水道 (2団体)	今後の施設更新や会計制度の改正と、料金改定との関連	—
	今後の施設更新、組織・管理運営体制	—
病院 (2団体)	運営全般(特に、常勤医師の確保と医業収益の改善策)	—
	経営形態の見直し、医師確保と固定費抑制に向けた対策	—
第三セクター (3団体)	村と公社の関係のあり方、経営分析、コンサルティング会社提案の的確性	—
	肉豚確保に向けた取組、営業活動強化策	—
	民営化・会社の清算といった今後の方向性、民間への事業拡大方法	—